

浜松市被害防止目的捕獲許可事務処理要領

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づく生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「被害防止の目的での（有害鳥獣）捕獲」という。）の許可に係る事務処理について定めるものである。

なお、本文中引用する法令等については、次のように略す。

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）については、以下「法」という。
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）については、以下「省令」という。
- ・ 静岡県鳥獣保護管理事業計画については、以下「計画」という。
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年静岡県規則第44号）については、以下「細則」という。

第1 許可の申請

1 許可の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、細則様式第1号による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載して、被害地を管轄する市町（被害地が市町の管轄する区域を超えて広域にわたる場合は、当該市町にそれぞれ）に提出する。

なお、その際には次のことに留意すること。

- (1) 捕獲等する鳥獣又は採取等する鳥類の卵については、その具体的な種類を記載する。
- (2) 「予察捕獲」・「対処捕獲」の別を「捕獲等又は採取等の目的」の欄に記載する。
- (3) 「捕獲等又は採取等をした後の処置」の欄には、法第18条を遵守し、捕獲した場所に捕獲物を放置することなく処置する内容を具体的に記載する。
- (4) 銃器を使用した止めさし（わなにかかった鳥獣を確実に捕殺するために銃器を使用してとどめを刺すこと）を行う場合には、申請書の「捕獲等又は採取等の方法」の欄に銃器の使用も明記すること。
- (5) 申請者が適切かつ効果的に捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者、国及び地方公共団体であって、捕獲等に他の者を従事させる場合、細則様式第2号による従事者証交付申請書により従事者証の交付申請をすることができる。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 様式第1号による被害防止目的捕獲依頼書（被害者が、許可申請者へ依頼する

場合に限る。)

- (2) 捕獲する区域を明示した捕獲区域図(1/25,000又は1/50,000の地図を原則とする。)

(省令第7条第2項第1号)

- (3) 捕獲用具の構造等を図、文面等により説明したものであって、捕獲方法が明らかになる図面(銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲する場合に限る。)

(省令第7条第2項第2号)

- (4) 申請者が複数の場合は、全員について必要事項を記載した細則様式第1号別紙(鳥獣捕獲許可申請者名簿)

- (5) 従事者が複数の場合は、全員について必要事項を記載した細則様式第2号別紙(従事者名簿)

第2 許可の審査

- 1 市町長は、対処捕獲による申請書を受け付けたときは、鳥獣行政担当職員又は鳥獣保護管理員が現地調査を行った上で様式第2号による被害防止目的捕獲申請に係る調査書を作成する。

- 2 捕獲許可のうち、予察捕獲による許可を行う場合は、計画的な実施がなされるよう、計画第4第5項第2号アの(I)(第11表-1及び第12表)に定める鳥獣、期間、地域等の範囲内において行う。この場合、市町長は予め計画第4第5項第2号アの(I)のbに定める鳥獣の種類別に過去5年間の被害状況、生息状況等を明らかにした予察情報台帳(被害発生予察表を兼ねる。)を作成した上で、その必要性を十分見極めて行う。

(被害発生予察表作成マニュアル参照：平成13年3月環境省自然環境局発行)

ただし、指定管理鳥獣及び環境省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(以下「外来種リスト」という。)に掲載されている鳥獣の場合には、予察情報台帳(被害発生予察表)の作成を省略することができるものとする。

なお、予察捕獲は恒常的な被害を抑制するため、被害の発生する時期に実施することにより、追い払いの効果を上げることを主目的に実施する。

- 3 許可は、被害等が生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(予察捕獲)で、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うこと。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。

(計画第4第5項第2号アの(ア)のa)

- 4 許可することができる鳥獣は、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラ

バト(ドバト)、ノウサギ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ノイヌ、ノネコ、サル、タイワンリス、ヌートリア、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、ハリネズミ属、モグラ(省令別表第1に掲げるものを除く。)、ネズミ(省令第78条第1項の表に掲げるもの及び省令別表第1に掲げるものを除く。)の26種類(鳥類のひな及び卵を除く。)とする。

(静岡県事務処理の特例に関する条例第2条の別表第1の11の項(1))

5 許可することができる区域は、被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

(計画第4第5項第2号アの(1)のa)

6 許可することができる区域は、環境大臣が指定した鳥獣保護区以外の区域とする。なお、捕獲の区域に県知事が指定した鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

(計画第4第5項第2号アの(1)のa)

7 鳥獣ごとの捕獲方法、許可日数及び申請1件当たりの捕獲羽(頭)数の上限は、別表のとおりとする。ただし、「外来種リスト」に掲げられている鳥獣については、捕獲数の制限を設けないこととする。

(計画第4第5項第2号アの(1)のb)

8 捕獲の時期は、原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲ができる時期とし、別表の1件当たりの許可期間の範囲内で、必要な期間とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、必要な期間を定めるに当たっては、被害の発生の予察、捕獲実績等を考慮するとともに、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

(計画第4第5項第2号アの(1)のb)

9 捕獲の方法は、従来 of 捕獲の実績を考慮して、最も効果のある方法によること。なお、許可に当たっては次に掲げる事項に留意すること。

(1) 省令第10条第3項に掲げる環境大臣が禁止する猟法以外の猟法による場合に限り許可すること。ただし、次に掲げる方法による場合は、許可可能とする。

ア クマ、鳥類を捕獲するために「はこわな」を使用する方法

イ 同時に31個以上のわなを使用する方法

ウ 輪の直径が12cmを超える「くくりわな」を使用する方法。ただし、東名高速道路(第一東海自動車道)の南側の区域で使用する場合及びそれ以外の区域で

1月1日から2月末日までの期間中に使用する場合に限る（ニホンジカを捕獲する目的で設置するもので錯誤捕獲を予防する仕様になっているタイプのくくりわな（例：県森林・林業研究センターで開発した誘引式首くくりわな）を使用する場合は期間制限なし。）。

エ 「とらばさみ」を使用する方法。ただし、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12cm以内であり、かつ衝撃緩衝器具を装着したものであって、安全性の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限る。

(2) 空気銃については、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、大型獣類であっても、取り逃がす危険性の少ない状況において使用するプリチャージ式空気銃については、この限りでない。

（計画第4第5項第2号アの(イ)のc）

10 1件の申請で複数の鳥獣の捕獲を申請する場合の許可日数は、これらのうち最も短いものを適用すること。

（計画第4第5項第2号アの(ア)のd）

11 1件の申請で複数の被害物等に係る捕獲を申請する場合の許可日数は、これらのうち最も短いものを適用すること。

（計画第4第5項第2号アの(ア)のd）

12 法第36条で禁止されている猟法を使用しないこと。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

13 既に許可された区域内において、同一の鳥獣及び同一の被害について継続して申請がある場合は、当該許可に係る捕獲の結果を十分に見極めた上で次の許可をすること。

（計画第4第5項第2号アの(イ)のd）

14 捕獲実施者の数は、被害等の発生状況に応じて複数又は単独のいずれかを適切に選択し、必要な人数とすること。

（計画第4第5項第2号アの(イ)のe）

15 狩猟期間及び狩猟期間の前後15日間（狩猟期間が延長された鳥獣にあつては、延長された狩猟期間及び延長された狩猟期間の前後15日間）における許可は、被害防止の目的の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

（計画第4第5項第2号アの(イ)のf）

16 日の出前及び日没後においては、銃器を使用した捕獲をしてはならない。

また、住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃器を使用した捕獲をしてはならない。ただし、次項に規定する場合はこの限りでない。

（法第38条）

17 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、被害防止の目的での（有害鳥獣）捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

（計画第4第9項）

18 捕獲に伴う事故の発生防止や錯誤捕獲防止については、捕獲の依頼者と従事者双方の連携の下、事前打ち合わせの実施等による捕獲作業内容の情報共有を図った上で、万全の対策を講じさせるとともに、捕獲の実施に当たっては、広報紙や同報無線、看板等により事前に関係地域住民等への周知徹底を図ること。

（計画第4第5項第2号アの(ア)のg）

19 捕獲物については、山野に放置することなく、学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するものとする。

また、捕獲した狩猟鳥獣以外の個体を、生きたまま譲渡する場合は、飼養登録等の手続きが必要となる場合があることを指導すること。

（計画第4第5項第2号アの(ア)のh）

20 許可を受けることができる者は、次の者とする。

（計画第4第5項第2号アの(イ)のg）

(1) 次のいずれにも該当する者。ただし、イ及びウの条件にあっては、法第2条第6項の規定に基づく猟法による捕獲以外の場合、及び被害者が所有又は占用する土地において、被害者自身が銃器以外の猟具（法第2条第6項の規定に基づく猟具に限る。）を用いて又は手捕りにより捕獲する場合は、この限りでない。

ア 原則として、被害者又は被害者から依頼された者（ただし、「外来種リスト」に掲げられている鳥獣を捕獲する場合における許可を受けることができる者はこの限りではない。）とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のア)からイ)のいずれかの場合に該当するときは、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許

を受けていない者も許可対象者とすることができる。なお、捕獲個体を致死させる場合は、内閣府（総理府）による「動物の殺処分方法に関する指針」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

(ア) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

イ 申請年度若しくは申請年度の前年度に申請猟具による狩猟者登録の実績のある者、申請年度若しくは申請年度の前年度に申請猟具での被害防止の目的での（有害鳥獣）捕獲の許可実績がある者、又は申請猟具の免許取得後、申請年度若しくは申請年度の前年度に申請猟具での狩猟者登録又は被害防止の目的での（有害鳥獣）捕獲許可の実績がない者で、捕獲技術の優れた経験・実績のある者と共同で申請（網・わな猟に限る。）する者

ウ 狩猟共済又はこれと同等・同額以上のハンター保険に加入している者

(2) 環境大臣が定める法人、認定鳥獣捕獲等事業者、国及び地方公共団体（ただし、職員以外の者を従事者とする場合又は職員を従事者とし銃器を使用する場合は、原則として従事者は捕獲方法に応じた狩猟免許を有する者であること。なお、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のアからエの条件をすべて満たす場合は、従事者の中に当該免許を所持していない職員以外の者を補助者として含むことができるものとする。）

ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(3) 自衛官（ただし、銃器を使用する場合であって飛行場勤務を担当する部隊の長（これに準ずる者も含む。）があらかじめ当該飛行場における銃器使用者として指定した者）

- (4) 森林管理署職員（ただし、狩猟免許所持者又は森林管理署が行う狩猟に関する研修履修者（3年間有効））

第3 許可の条件

許可に当たっては、申請の内容に応じ、次に掲げる条件を付すること。

- (1) 捕獲に当たっては、許可証又は従事者証を携帯し、かつ、様式第3号による腕章を付けること。

（計画第4第5項第2号アの(ウ)のa）

- (2) 銃器以外の捕獲用具を使用する場合には、用具ごとに次の事項を縦1センチメートル以上、横1センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を見やすい場所に装着すること。

（法第9条第12項、省令第7条第17項、第18項）

ア 捕獲実施者の住所、氏名及び電話番号

イ 許可をした者、許可年月日、許可番号及び許可期間

ウ 捕獲鳥獣の種類、捕獲の目的

- (3) 捕獲実施者には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含めること。

（計画第4第5項第2号アの(ウ)のc）

- (4) 捕獲を実施する区域に指定猟法（鉛散弾による銃猟）禁止区域が含まれる場合は、当該区域内において禁止された猟法での捕獲をしないこと。ただし、法第15条第5項に基づき、許可を得た場合はこの限りではない。

（計画第4第5項第2号アの(ウ)のd）

- (5) 法施行規則第7条第19項の「鳥獣捕獲報告書」のほか、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料として、行政庁から依頼があった場合には、捕獲個体の種ごとに、捕獲地点、日時、性別、捕獲物の処理等についての報告を行うこと。

（計画第4第5項第2号アの(ウ)のe）

- (6) 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は作物のある土地において捕獲する場合は、その占有者の承諾を得なければならない。

（法第17条）

- (7) 猟区において捕獲する場合は、猟区設定者の承認を得なければならない。

（法第74条）

第4 許可証の交付

- 1 市町長は、申請について適当と認められるときは、省令様式第1による許可証を交付しなければならない。

(法第9条第7項)

- 2 許可証は、許可番号を付けて申請書と契印する。
- 3 環境大臣が定める法人、認定鳥獣捕獲等事業者、国及び地方公共団体が、他の者を従事させるとして従事者証の交付申請をした場合には、許可証のほか省令様式第2による従事者証を交付する。

(法第9条第8項)

- 4 従事者証は、従事者番号を付けて従事者名簿と契印する。従事者番号は許可番号の枝番号とする。
- 5 許可証を交付するときは、併せて様式第3号による腕章を貸与すること。
(計画第4第5項第2号アの(り)のa)
- 6 許可証及び従事者証の目的欄に「管理(被害防止)」と記載すること。

第5 関係者への周知

市町長は、当該市町を管轄する警察署長、農林事務所長、鳥獣保護管理員及び地区猟友会長等の関係者へ通知し、地域住民へ周知を図ること。

(計画第4第5項第2号アの(ア)のg)

第6 台帳の整備

- 1 許可証を交付したときは、様式第4号による被害防止目的捕獲許可台帳を整備すること。
- 2 許可を受けた者(法人に限る。)は、指揮監督の適正を期するため、様式第5号による鳥獣捕獲事業指示書を従事者へ交付するとともに、様式第6号の鳥獣捕獲従事者台帳を整備すること。
- 3 予察情報台帳の作成

(様式第8号)

- (1) 被害を発生させている鳥獣を明確にし、種ごとに台帳を作成する。
- (2) 被害内容については、対象物、発生時期、被害量、発生箇所等について、可能な範囲で詳細に記載する。
- (3) 加害鳥獣の生息状況について、地域の実情に詳しい学識経験者等の意見を参考に、分布、繁殖状況、生息動向等について記載する。
- (4) 生息数の増減傾向を把握する目的で、捕獲実績を経年的に記載する。

第7 住所、氏名の変更

許可証又は従事者証の交付を受けた者がその住所氏名を変更したときは、細則様式第3号による住所等変更届出書を提出させること。

(省令第7条第11項、第12項)

第8 許可証等の亡失又は滅失、再交付

- 1 許可証又は従事者証を亡失又は滅失したときは、許可を受けた者から細則様式第3号による狩猟免状等亡失届出書を提出させること。

(省令第7条第13項、第14項)

- 2 再交付を要するものは、細則様式第3号による狩猟免状等再交付申請書を提出することにより再交付を受けることができる。再交付する許可証又は従事者証には、再交付の表示と再交付年月日を記入すること。

(省令第7条第10項)

第9 許可証等の返納及び報告

- 1 許可を受けた者は、許可期間の終了後30日以内に許可証、従事者証及び腕章を返納すること。また、返納する許可証の報告欄には必要事項を記入すること。

なお、違反によりその許可が取消された場合等、法第9条第11項各号に該当することとなった場合にも同様に返納すること。

(法第9条第11項、第13項、省令第7条第15項、第19項)

- 2 市町長は、様式第7号による被害防止目的捕獲許可月報(県自然保護課が指定する電子ファイル)により許可期間が終了した日の翌々月の5日までに、当該市町を管轄する農林事務所長へ報告すること。

なお、許可期間が2か月を超える場合、市町長は、許可開始から2か月毎に上記に準じて途中経過の報告に努めるものとする。

- 3 市町長は、様式8号による予察情報台帳を作成した場合は、速やかにその写しを当該市町を管轄する農林事務所長へ提出すること。

第10 事故又は違反の場合の対応

市町長は被害防止の目的での(有害鳥獣)捕獲に伴う事故又は違反の事実を知ったときは、行政処分等の必要性が考えられるため、遅滞なく農林事務所長へ報告すること。

第11 その他

鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認められるときは、法第79条第2項の規定に基づき、県知事が市町長に対し当該事務に関して許可状況の報告等の必要な指示をすることがある。

附 則

この処理要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月5日から施行する。ただし、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める部分は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(別 表)

許可権者	鳥獣の種類	許可基準			備考
		方法	1件当りの許可期間の上限	1件当りの捕獲羽(頭)数の上限	
市	カルガモ	銃器・わな等	3か月	30羽	
			12か月	20羽	航空機の安全
	キジバト	銃器・わな等	3か月	300羽	
			12か月	200羽	航空機の安全
	ヒヨドリ	銃器・わな等	3か月	600羽	
	ニューナイスズメ スズメ	銃器・わな等	3か月	600羽	
ムクドリ	銃器・わな等	3か月	600羽		
町	ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	銃器・わな等	3か月	600羽	
			12か月	600羽	航空機の安全
	カワラバト(ドバト)	銃器・わな等	3か月	600羽	
			12か月	400羽	航空機の安全
	ノウサギ	銃器・わな等	3か月	150頭	
	ハクビシン	銃器・わな等	12か月	制限なし	
	イノシシ	銃器(*)・わな等	12か月	600頭	
	ニホンジカ	銃器(*)・わな等	12か月	600頭	メスジカを主に捕獲すること。
	ノイヌ	銃器・わな等	12か月	制限なし	
	ノネコ	銃器・わな等	12か月	制限なし	
サル	銃器・わな等	6か月	40頭		

タイワンリス	銃器・わな等	12か月	制限なし	
ヌートリア	銃器・わな等	12か月	制限なし	
タヌキ	銃器・わな等	3か月	30頭	
		12か月	30頭	航空機の安全
キツネ	銃器・わな等	3か月	30頭	
アナグマ	銃器・わな等	3か月	30頭	
アライグマ	銃器・わな等	12か月	制限なし	
ハリネズミ属	銃器・わな等	12か月	制限なし	
モグラ（省令別表第1に掲げるものを除く。）	わな	6か月	100頭	
ネズミ（省令第78条第1項の表に掲げるもの及び省令別表第1に掲げるものを除く。）	わな	6か月	100頭	

銃器（*）：銃器のうち、空気銃を除く。

年 月 日

被害防止目的捕獲依頼書

住 所	
職 業	
氏 名	
電 話	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条の規定による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のための鳥獣捕獲を下記により依頼します。

記

被 依 頼 者	住 所			
	職 業			
	氏 名	*外 人		
	生年月日	年	月	日生
捕獲を依頼した鳥獣の種類				
捕獲頭（羽・個）数				
区 域 又 は 場 所				
期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
被 害 状 況				
依 頼 し た 理 由				

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

被害防止目的捕獲申請に係る調査書

調査員	所属	
	氏名	
調査年月日		
調査地		
申請者	住所	
	氏名	*外人
被害地		
捕獲しようとする鳥獣名		
被害の対象（農林作物名又は種類）		
被害の態様（状況）		
被害の程度（減収量又は被害額）		
備考		

（注）調査員は、原則として鳥獣行政担当職員又は鳥獣保護管理員とする。

腕章

被害防止捕獲
静岡県 No.

大きさ： 縦10cm 横39cm

色： オレンジ色

文字と線は黒色

被害防止目的捕獲許可台帳

No.	申請人	許可区域	許可区分	許可期間	捕獲方法	許可人員	鳥獣名・許可員数	捕獲員数	処理方法	返却日	備考

* 許可区分：予察捕獲・対処捕獲の別

第 号

交付年月日

年 月 日

鳥獣捕獲事業指示書

法 人 名

法人の代表者
氏 名

従事者の氏名	
--------	--

に対する指示内容

捕 獲 の 期 間	
捕 獲 の 方 法	
捕 獲 の 区 域	
鳥 獣 名 及 び そ の 数	
捕 獲 物 の 処 理 方 法	

鳥 獣 捕 獲 報 告 欄

鳥 獣 名	捕 獲 数	捕 獲 区 域	処 置 の 概 要

注 意 事 項

- 1 . 鳥獣捕獲に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 . 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 3 . 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に必要な事項を記載して返納すること。

鳥 獣 捕 獲 従 事 者 台 帳

	記 載 項 目	内 容	備 考
従 事 者 に 関 す る 事 項	従事者証の番号		
	従事者証の有効期限		
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
指 示 事 項	捕 獲 期 間		
	捕 獲 方 法		
	捕 獲 区 域		
	捕獲鳥獣名及びその割当員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		
捕 獲 の 記 録	捕獲鳥獣名及びその員数		
	捕獲鳥獣の処理方法		

注) 従事者 1 人についての記録事項は 1 枚にまとめて記載すること。

年度 被害防止目的捕獲許可月報

管轄農林事務所	月報告分	許可行政機関	許可番号	許可開始年月日	許可終了年月日	規制区域区分				許可区域市町名	許可区域	許可鳥獣	許可者（従事者）数					予察	被害物件	実績関係						備考												
						鳥獣保護区	休猟区	銃猟禁止区域	公園				銃	わな	手捕	銃とわな	わなと手捕			捕獲鳥獣名	許可頭数	捕獲頭数	ニホンジカのオス・メス	1歳未満オスジカ頭数	捕獲場所（実績）メッシュ（3桁）		捕獲方法（実績）	処理方法										

予察情報台帳 (作成:)

加害鳥獣名													
被害内容	被害対象物	被害発生時期(予察表)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	被害量												
	年度	被害面積					被害見積額						
	被害発生箇所(別添位置図のとおり: S=1/50,000~1/200,000)												
	備考												
生息状況	分布状況	(年 月時点)											
	繁殖状況												
	その他生態状況												
	生息数の動向	(年 月時点)											
捕獲実績	年度	予察捕獲(頭・羽)				対処捕獲(頭・羽)				狩猟(頭・羽)			

* 狩猟による捕獲数については、ハンターマップのメッシュごとに県で把握

* この台帳は、次期鳥獣保護管理事業計画策定まで使用するが、作成年度以降も予察捕獲の許可が想定される場合は、許可の必要性判断のために、毎年の被害発生時期、被害量、被害発生箇所を本表(別葉)を用いて記録しておくこと。(この記録が継続できれば、次期の予察表作成時の基礎資料となる)また、これにより被害情報の状況を勘案し、必要に応じてこの台帳の修正をすること。

予察情報台帳（例） （作成： 町）

加害鳥獣名		キジバト											
被害内容	被害対象物	被害発生時期（予察表）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	・水 稲 ・大 豆												
		被害量											
	年度	被害面積					被害見積額						
	9	大豆6ha、水稲15ha					大豆100,000円、水稲200,000円						
	10	大豆4ha、水稲10ha					大豆 80,000円、水稲150,000円						
	11	大豆7ha、水稲9ha					大豆120,000円、水稲140,000円						
	12	大豆10ha、水稲8ha					大豆150,000円、水稲120,000円						
	13	大豆2ha、水稲4ha					大豆 50,000円、水稲60,000円						
	被害発生箇所（別添位置図のとおり：S=1/50,000～1/200,000）												
	備 考												
生息状況	分布状況	一年中生息。被害は9月～10月中旬、12月～2月中旬に 地区に集中して発生する。予察捕獲は、9月初旬、12月初旬に対応することが適当と判断される。 (年 月時点)											
	繁殖状況	繁殖期は ～ 月。特に 地区での繁殖確認例が多い。											
	その他生態状況	主に朝方採餌する傾向があり、被害を及ぼす時間帯は、午前中が多い。											
	生息数の動向	近年、カラスの生息数が増加しており、カラスとの競合のためか、出現数が減少している。 (1 6 年 1 2 月時点)											
捕獲実績	年 度	予察捕獲（頭・羽）	対処捕獲（頭・羽）	狩 猟（頭・羽）									
	1 4	3 6	1 0 3	3 8 6									
	1 5	3 3	8 5	2 5 4									
	1 6	2 5	6 5	1 9 5									

* 狩猟による捕獲数については、ハンターマップのメッシュごとに県で把握

* この台帳は、次期鳥獣保護管理事業計画策定まで使用するが、作成年度以降も予察捕獲の許可が想定される場合は、許可の必要性判断のために、毎年の被害発生時期、被害量、被害発生箇所を本表（別葉）を用いて記録しておくこと。（この記録が継続できれば、次期の予察表作成時の基礎資料となる）また、これにより被害情報の状況を勘案し、必要に応じてこの台帳の修正をすること。